

鴨池公園水泳プール自動券売機のリース契約に係る入札仕様書

この仕様書は、鴨池公園水泳プールに設置する自動券売機のリース契約に係る必要な事項を定めたものである。以下、自動券売機とは、本契約によって設置する自動券売機のことである。

1 業務名

鴨池公園水泳プール自動券売機リース契約

2 業務の目的

鴨池公園水泳プールに設置する自動券売機のリース

3 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 契約の内容

- (1) 機器のリース（別紙「機器仕様書」のとおり）
- (2) 機器の導入・設置
- (3) 保守・点検
- (4) 本リース契約満了後の機器の撤去

5 設置場所

鴨池公園水泳プール（鹿児島市鴨池二丁目31番3号）

6 入札について

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1月分のリース料金を見積もることとする。ただし、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこととする。

なお、リース料には、設定料、出張料、送料などの導入及び設置に係る経費、部品料、機器の撤去費、リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料など必要な60月の経費を全て見込むこと。リース期間満了後の物件は、返還するものとする。

7 契約の締結

(1) リース料

入札により決定したリース料とする。

(2) 契約締結

落札業者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）から落札決定通知書を受けた日から５日以内に、発注者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則（以下「規則」という。）第２５条の規定に基づく契約保証金を納めること。ただし、規則第２６条各号のいずれかに該当した時は当該保証金を免除する。

(4) 動産総合保険への加入

規則第５９条の規定に基づき、受注者は、契約締結後、自らの負担で、発注者が賃借する機器を対象とする動産総合保険を締結することとし、同契約締結後は直ちに発注者に当該保険証書を提出すること。

８ 機器の導入・設置

(1) 受注者は、落札決定後７日以内に、機器の「納入計画書」を作成し、発注者に提出すること。

(2) 受注者は、落札決定後、必要に応じ電源工事や導入設置作業を発注者と別途協議した上で実施すること。

(3) 本仕様書に記載が無い場合でも、機器等の正常な動作に必要な部品や設置作業などがある場合は、受注者が適宜付加すること。

(4) 受注者は、機器の据付・調整後、速やかに職員に対して導入研修を実施すること。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは行わないことができる。

９ 保守・点検

(1) 受注者は、年１回定期的に点検すること。なお、受注者は、発注者から指示があった場合は、臨時に点検すること。

(2) 受注者は、機器の設置後からリース期間終了までの間の保守管理体制について、緊急連絡先、担当者名を記載し、書面で発注者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

(3) 発注者が正常な使用を行っているにもかかわらず、機器が正常に稼動しない旨の連絡を受けたときは、直ちに設置場所へ技術員を派遣し、発注者の業務に支障がないよう必要な措置を講じること。

(4) 保守時間は、月曜日から金曜日までの８時３０分から１７時３０分までとする。（ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。）なお、発注者が緊急と判断する障害の際は、上記時間帯以外でも障害対応を実施することとし、これに係る費用については、発注者と受注者

との協議の上、支払うものとする。

- (5) 受注者は、軽微な作業であっても、全ての作業終了後は速やかにその実施内容などを記載した保守実施報告書を提出し、発注者に提出すること。
- (6) 発注者と受注者との協議において、機器の不具合が落雷、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は、受注者の責において補修を行うこと。

1 0 リース料金の支払

- (1) 受注者は、発注者に対し、当該月のリース料の請求を翌月 1 0 日までにを行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者の請求を正当と認め、これを受領した日から 3 0 日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。

1 1 その他

契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取組を遵守すること。